［条を削る。］

第五款　警備局

［条を削る。］

（公安対策企画官）

第四十一条　［略］

２　公安対策企画官は、命を受け、令第三十九条第一号及び第二号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（外事技術調査室）

第四十二条　［略］

２　外事技術調査室においては、令第四十条各号に掲げる事務のうち技術的事項に係るものの調査及び企画に関する事務をつかさどる。

［３・４　略］

（外事情報調整室）

第四十三条　［略］

２　外事情報調整室においては、令第四十条第一号に掲げる事務のうち国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務をつかさどる。

［３・４　略］

［条を削る。］

（国際対策室）

第四十二条　交通局運転免許課に、国際対策室を置く。

２　国際対策室においては、令第三十五条に掲げる事務のうち国際機関、本邦の域外にある国又は地域の行政庁又は権限のある機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務及び外国人である自動車等の運転者に関する事務をつかさどる。

３　国際対策室に、室長を置く。

４　室長は、命を受け、国際対策室の事務を掌理する。

第五款　警備局

（画像情報分析室）

第四十三条　警備局警備企画課に、画像情報分析室を置く。

２　画像情報分析室においては、令第三十七条第一号及び第五号に掲げる事務のうち情報収集衛星（内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第四条の三第二項第一号に規定する情報収集衛星をいう。）の利用その他の手段により得られる画像情報に関する事務をつかさどる。

３　画像情報分析室に、室長を置く。

４　室長は、命を受け、画像情報分析室の事務を掌理する。

（サイバー攻撃対策室）

第四十四条　警備局警備企画課に、サイバー攻撃対策室を置く。

２　サイバー攻撃対策室においては、令第三十七条第六号及び第七号に掲げる事務をつかさどる。

３　サイバー攻撃対策室に、室長を置く。

４　室長は、命を受け、サイバー攻撃対策室の事務を掌理する。

（公安対策企画官）

第四十五条　［同上］

２　公安対策企画官は、命を受け、令第三十八条第一号及び第二号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（外事技術調査室）

第四十六条　［同上］

２　外事技術調査室においては、令第三十九条に掲げる事務のうち技術的事項に係るものの調査及び企画に関する事務をつかさどる。

［３・４　同上］

（外事情報調整室）

第四十七条　［同上］

２　外事情報調整室においては、令第三十九条第一号に掲げる事務のうち国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務をつかさどる。

［３・４　同上］

（外事特殊事案対策官）

第四十八条　警備局外事情報部外事課に、外事特殊事案対策官一人を置く。

２　外事特殊事案対策官は、命を受け、令第三十九条第一号、第二号ハ及び第三号に掲げる事務のうち国外に在る日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある事案への対処に関する事務をつかさどる。